第二十一条の六の二　日本銀行（代理店を除く。）は、公庫出納役から、次の各号の場合において公庫預託金支払指図書の交付又は送信を受けたときは、当該公庫預託金支払指図書に記載された金額を当該公庫出納役の預託金から払い出すとともに当該公庫預託金支払指図書に係る事務を行い、第五号書式の支払済書を当該公庫出納役に交付又は送信しなければならない。

一　債権者等の預金若しくは貯金又は沖縄振興開発金融公庫法第二十九条第二項に規定する現金を保管するための預金若しくは貯金へ振り込むとき。

二　道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の月割額又は退職手当等に係る所得割の特別徴収税額を指定金融機関（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百二十一条の五第四項の規定により市町村が指定した金融機関をいう。）に納入するとき。

三　勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき同条第一項第一号に規定する預入等に係る金銭、保険料、掛金又は共済掛金を同号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等又は同項第二号の二に規定する損害保険会社に対して払い込むとき。

第二十一条の七　日本銀行は、第二十一条の六第一項の規定により同項の公庫出納役の預託金から払い出した金額のうち、当該払出しの日から一年を経過した日における未支払額に相当するものについては、第六号書式の払込書により、これを当該公庫の長の指定する公庫出納役の預託金に組み入れるとともに、第七号書式の組入済通知書を当該公庫出納役に送付しなければならない。

第二十一条の八　日本銀行は、公庫出納役から第二十一条の六第一項に規定する小切手の交付又は第二十一条の六の二に規定する公庫預託金支払指図書の交付若しくは送信を受け、かつ、当該小切手又は公庫預託金支払指図書に係る支払が終了していない場合において、当該公庫出納役から第八号書式の公庫預託金送金又は振込取消請求書により当該送金又は振込みの取消しの請求を受けたときは、当該取消しの請求に係る金額に相当する金額を当該公庫出納役の預託金に受け入れるとともに、受入済通知書を当該公庫出納役に送付しなければならない。ただし、当該公庫出納役から外国送金の取消しの請求を受けた場合にあつては、第六号書式の払込書により、その取消しにより取得する外国為替売却代わり金に相当する金額を当該公庫出納役の預託金に組み入れなければならない。

第二十五条の四　沖縄振興開発金融公庫預託金内訳帳には、公庫出納役の口座を設け、公庫の預託金の受払額を記入しなければならない。

第二十六条　日本銀行は、日本銀行各店において、その取り扱つた沖縄振興開発金融公庫預託金の越高、受払額及び残額を掲げた第九号書式の預託金月計突合表を毎月（預託金の受払額又は更正による受払額のない月を除く。）一通を作成し、翌月の第七営業日（「営業日」とは、日本銀行の休日でない日をいう。以下同じ。）までに到達の日取りをもつて公庫出納役に送付しなければならない。

［２　略］

［第一～三号書式　略］

［条を加える。］

第二十一条の七　日本銀行は、前条第一項の規定により同項の公庫出納役の預託金から払い出した金額のうち、当該払出しの日から一年を経過した日における未支払額に相当するものについては、第四号書式の払込書により、これを当該公庫の長の指定する公庫出納役の預託金に組み入れるとともに、第五号書式の組入済通知書を当該公庫出納役に送付しなければならない。

第二十一条の八　日本銀行は、公庫出納役から第二十一条の六第一項に規定する小切手の交付を受け、かつ、当該小切手に係る支払が終了していない場合において、当該公庫出納役から第六号書式の公庫預託金送金又は振込取消請求書により当該送金又は振込みの取消しの請求を受けたときは、当該取消しの請求に係る金額に相当する金額を当該公庫出納役の預託金に受け入れるとともに、受入済通知書を当該公庫出納役に送付しなければならない。ただし、当該公庫出納役から外国送金の取り消しの請求を受けた場合にあつては、第四号書式の払込書により、その取消しにより取得する外国為替売却代わり金に相当する金額を当該公庫出納役の預託金に組み入れなければならない。

第二十五条の四　沖縄振興開発金融公庫預託金内訳帳には、沖縄振興開発公庫出納役の口座を設け、沖縄振興開発金融公庫の預託金の受払額を記入しなければならない。

第二十六条　日本銀行は、日本銀行各店において、その取り扱つた沖縄振興開発金融公庫預託金の越高、受払額及び残額を掲げた第七号書式の預託金月計突合表を毎月（預託金の受払額又は更正による受払額のない月を除く。）一通を作成し、翌月の第七営業日（「営業日」とは、日本銀行の休日でない日をいう。以下同じ。）までに到達の日取りをもつて公庫出納役に送付しなければならない。

［２　同上］

［第一～三号書式　同上］